

<令和5年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ『水道事業及び工業用水道事業の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
1	浄水管理センター	(指摘)実施方法の見直し(市之井手堰水路土砂撤去工事) 総勘定元帳兼内訳簿のレビューにおいて、補償費の科目内において随意契約による「工事」が実施されている業務が発見された。 本件、平成6年12月に地元代表者と取り交わした念書に基づき、適時協議しながら、市之井手堰水路の清掃や土砂の搬出にかかる費用を公営企業局が負担するというもので、同局が工事として地元業者に発注している。 令和4年5月13日完成の「市之井手堰水路土砂撤去工事」に関する随意契約理由書によると、根拠法令として地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号を掲げているが、この号では「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかで随意契約が容認される。ここでいう「その性質又は目的」とは「契約の内容」と解されている。 本件工事の「契約の内容」は土砂撤去工事であり、競争入札に適しないものには該当しないと考えられるため、随意契約として適切ではない。元来、本業務は、地元との調整を円滑に行うための実質的な補償業務であることから他の業務との整合を図り、実施方法の見直しが必要である。	措置済	本業務は、地元代表者と平成6年12月に取り交わした念書に基づく補償業務である。今回の指摘を受け、事務のあり方を再度検証したところ当該撤去作業については、工事として発注する案件ではなく、地元に対して行う補償業務であることから、当該撤去作業に係る費用は、公営企業局から地元代表者に支払うよう他の業務と整合を図ることとした。今後は、業務内容やその経緯に応じた実施方法で、法令に沿った適正な支払処理を行う。	34
2	経営管理課	(指摘)減損の兆候判定の検討不足 減損の兆候の有無の判定においては、平成25年12月総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」によれば、 ①業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス ②使用範囲又は使用方法で回収可能価額を著しく低下させる変化 ③経営環境の著しい悪化またはその見込み ④市場価格の著しい下落 の4点いずれにも該当しないという判定により兆候なしとすべきとあるが、松山市公営企業局の決算において上記②～④の検討を行った資料の作成が行われていない。 減損会計処理の決算処理手順を会計基準が求める検証過程に沿って適切に整備する必要がある。	措置中	他市事例等を参考に、規程改正・要綱作成等を行い、減損会計処理の決算処理手順を会計基準が求める検証過程に沿って適切に整備し、令和6年度決算から減損の兆候判定の文書化を行う。(令和7年8月頃措置通知予定。)	61
3	経営管理課	(指摘)遊休固定資産案一覧表の定期的更新 平成27年度に作成された遊休固定資産案一覧表から、サンプル抽出した5件について現地調査を行った。いずれも重信川流域の水源地用地であったが、これらは、水量が豊富な時期には重要性は低いものの、渇水期には当該水源を活用して水を確保する必要があることなどから、いずれも役割を果たしており、実態としては遊休状態にはないことを確認した。 毎年度の決算作業として実施される減損の兆候の判定を行うためには、一覧表の作成によって完結ということではなく、毎年度、新たに遊休資産となっている資産がないかどうかを確認することが必要であるため、当該遊休固定資産一覧表を定期的に更新することが必要である。	措置中	遊休固定資産の整理の範囲や判定基準を検討したうえで、遊休固定資産を洗い出し、遊休固定資産一覧表を定期的に更新する。(令和8年3月頃措置通知予定。)	63
4	経営管理課	(指摘)遊休資産、賃貸用不動産のグルーピングによる減損兆候の判定の必要性 減損損失を検討する上で、最初のステップとして、保有する固定資産を適切にグループ化することが重要であるが、公営企業局では、水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業の3つを、会計ごとに固定資産グループとして設定しているのみである。遊休資産及び賃貸用不動産については、個別の資産ごとにグルーピングしないまま、資産の運用実態を踏まえ、実質的には減損の兆候判定を行っている。ただし、本来は、会計基準で規定されるとおり減損処理が必要な資産の把握が適切に行われるよう、固定資産のグルーピングを行った上で、概要に記載された流れにしたがって減損会計処理を行う手順を整備する必要がある。 なお、重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わなくても差し支えないが、重要性の検討を行った経過を文書化する必要はある。	措置中	他市事例等を参考に、規程改正・要綱作成等を行い、固定資産のグルーピングや重要性について文書化する。(令和7年8月頃措置通知予定。)	64

<令和5年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細

●監査テーマ『水道事業及び工業用水道事業の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
5	経営管理課	(指摘)報告セグメントの概要の記載漏れ 松山市水道事業会計決算書、松山市簡易水道事業会計決算書、松山市工業用水道事業会計決算書を閲覧したところ、地方公営企業法施行規則第40条第1項第1号に規定されている報告セグメントの概要の記載がなかった。 決算書の会計に関する書類における注記において、セグメント情報に関する注記を設け、報告セグメントの概要を開示する必要がある。 なお、簡易水道事業会計については、中島地区と北条地区に報告セグメントが分かれており、同施行規則第40条第1項第2号に規定される部分は、決算書の貸借対照表および損益計算書本体において実質的な開示がなされている。	措置済	令和5年度決算書の「会計に関する書類における注記」に、セグメント情報に関する注記を設け、報告セグメントの概要を記載した。	72
6	経営管理課	(指摘)有形固定資産棚卸の未実施 固定資産台帳に記載された資産について定期的な棚卸を実施していないため、監査人が抽出した7つの資産を現物確認したところ、2つの資産(資産番号 3-52-0341 と3-62-0330)の現物が確認できなかった。 公営企業局では、資産の大部分を占める有形固定資産の管理のため固定資産台帳を設け、取得、減価償却、異動、除売却等に関する情報を記録している。台帳情報の正確性を担保するためには、取得時の情報も重要であるが、追加取得(資本的支出)、除却などの異動を正確に把握するためには、異動時の会計処理と台帳の一致を確認するとともに、定期的に実査を行って台帳の正確性を担保することが必要である。 松山市公営企業局会計規程においては、固定資産の実査に関する規定が存在しない。固定資産取得時に検査員による検査は実施されているものの、取得後の定期的な固定資産実査は実施されていない。実査を全く行わない場合、会計と台帳と現物の不一致が修正されないまま放置される例はよく見られるところである。今回のように、帳簿上存在している資産を除却しているにもかかわらず、長期間発見されない事例もある。実査に関する規定を整備し、定期的に実査を行って、台帳を確認することが必要である。 規定整備に当たっては、実査の効果を考慮してリスクと実態に応じた規定にすることが有用である。例えば、遊休化した土地及び設備を保有している場合、有効活用策を検討するために、まず実態を把握する必要があるが、台帳から実態が把握できないことがある。また、盗難の可能性や換金性のあるものは特に実査で実在性を確認することが有用である。水道事業においては、導送配水管など地下に埋まっていた実査に適さない資産が多数存在する事情は理解できるが、実査という現物確認手段が軽視されるべきではない。	措置中	他市事例等を参考に、実査の範囲、周期、方法等を決定したうえで、規程改正・マニュアル作成等を行い、それに基づいて定期的な固定資産の実査を行う。(令和8年3月頃措置通知予定。)	113
7	企画総務課	(指摘)公営企業局が所管するシステムに関する業務継続計画策定の検討の未実施 『松山市 ICT 部門業務継続計画』では、「(3)計画策定の全体」において「各課が独自に管理運営する情報システムは、今後、本計画を参考に各主管課が業務継続計画の策定を検討すること」としている。 公営企業局が『松山市 ICT 部門業務継続計画』を準用するのであれば、各主管課において、各種システム個別の業務継続計画の策定を検討する必要があるが、その検討がなされていない。 計画の水準は、システムごとに判断すべきであるが、今後、システム停止による市民や業務への影響度等を勘案し、計画を策定する場合は、「リソースの現状(脆弱性)と代替の有無」「被害を受ける可能性と事前対策計画」「緊急時対応・復旧計画」なども含めた計画を策定するべきである。	措置中	災害等の非常時に公営企業局が優先すべき業務を適切に行えるよう、既存の業務継続計画の附属資料として、非常時優先業務に関連するシステムの早期復旧手順などを定めた行動マニュアルを令和7年4月頃を目途に策定する。	117

<令和5年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細
 ●監査テーマ 『水道事業及び工業用水道事業の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
8	企画総務課	(指摘) 公営企業局が所管するシステムに関する非常時に備えた訓練の未実施 「松山市 ICT 部門業務継続計画」の「7.イ 訓練」においては、「サーバー緊急停止訓練」や「システム復旧訓練」など、定期、随時に必要な範囲で非常時に備えた訓練を実施するなどして周知、教育を行うことが必要と定められている。しかしながら、ヒアリングにおいて、公営企業局の各課等が所管するシステムについての訓練は未実施となっているとの返答であった。 「本庁舎の停電時に合わせて、サーバーの緊急停止の手順を確認するとともに、どの程度の時間を要するか検証する」「バックアップデータからリカバリできるか、どの程度の時間を要するか検証する」などを検証しないままの業務継続計画は実効性に乏しいことがあるため、「松山市 ICT 部門業務継続計画」に沿った非常時に備えた訓練の実施が必要と考える。なお、水道事業自体の業務継続については下記のとおり研修や訓練が実施されていることを確かめている。 ・通年 IP 無線の通信確認(緊急時の情報伝達確認) 毎週月曜日午前9時 ・職員とその家族に対する安否確認訓練 令和4年5月 28 日実施 ・水道技術研修「災害対応研修」令和 4 年 6 月 29 日受講 ・給水所説明・給水対策本部設営訓練 令和 4 年 8 月 23 日 ・愛媛県総合防災訓練 令和 4 年 8 月 27 日 ・消防救急艇を活用した災害対策合同訓練 令和 4 年 10 月 24 日 ・給水ルート確保訓練 令和 4 年 11 月 11 日 ・日本水道協会中国四国地方支部合同防災訓練 令和 4 年 11 月 16 日～18 日 ・民間事業者との応急給水・復旧訓練 令和4年 11 月 25 日	措置中	システムに係る行動マニュアルの実効性を担保するため、非常時を想定した訓練に関する事項をマニュアルに記載し、継続的に実施していく。 (令和7年8月頃措置通知予定)	117
9	上下水道サービス課	(指摘) 契約更新時の効果測定について 「検針・収納・電算処理等業務委託」の業者選定については、総合評価落札方式による一般競争入札で執行されているが、平成 26 年度／平成 30 年度と連続して一者応札・一者応募となっている。平成 21 年会計検査院より公表された「会計検査院における 1 者応札・1 者応募に係る改善方策について」において、業務内容が高度等の要因で参加者が限定されていると考えられる場合には、業務内容を精査し、経済性を考慮した上で場合によっては高度な業務とそれ以外を分割発注するなどの方策を検討し発注することが改善方策の一つとして挙げられている。しかしながら、「検針・収納・電算処理等業務委託」は、 ・包括的な民間委託を行ない、業務の効率化を図り費用削減を進めることを目的としている。 ・政府の策定するPPP／PFI推進アクションプランにおいて、水道は重点分野として位置づけられており、従来のように個別の業務をバラバラに委託することは国の政策の動向にもそぐわないと考えている。 こうしたことから、公営企業局では本件委託業務の分割発注は難しいと判断し、その他の競争性を疎外すると考えられる要因に対しても、業務内容の明確化や準備期間の確保、参加資格要件の設定などを行うことで適宜対応している。 このように、「検針・収納・電算処理等業務委託」は、経営基盤改革の一環として、コスト削減効果を見込んで平成 16 年度から民間事業者に包括的民間委託を行い、現行の契約においても削減効果が確認されている。しかしながら、契約更新時には公営企業局直営で実施した場合と委託額との事前比較が実施されていなかった。 今後も本件委託業務により、費用削減効果が見込まれ、業務の効率化や維持管理水準(サービス品質)の向上等を図ることができると総合的に判断していることから、更新時においてもなお引き続き費用削減等の効果が適正に見込まれるか、委託理由の合理性にあたって重要な要素の一つである金額面の定量的な検証の実施が必要である。	措置済	適正な委託契約を目的として「委託契約事務の手引」を作成しており、仕様書と積算書を作成する前には委託業務の適否の判断を行うように記載している。 「検針・収納・電算処理等業務委託」については、契約更新時に委託を前提として進めていたため、その手順を踏んでいなかったものである。 当該案件については、令和6～10年度の5年間の債務負担行為による契約更新を令和5年10月に行ったが、契約後に検証したところ、年間のコスト削減額 50,050千円の効果があったことを確認した。次回の契約(令和11～15年度)更新時には、効果の検証を事前に実施するよう改める。 なお、今後は、新規導入時に限らず、契約更新時も含む、委託を発注する際には委託業務の適否を検証し、説明を求められた際に、根拠を示すことができるよう、契約課から委託契約事務の手引の再周知を行った。	131

<令和5年度> 包括外部監査 指摘に対する措置状況詳細

●監査テーマ 『水道事業及び工業用水道事業の管理運営に関する財務事務の執行について』

No.	対象課	指摘事項(内容)	措置区分	措置内容等	ページ
10	水道管路管理センター	(指摘) 随意契約内容の継続的な見直し(図面情報データ入力及びデータ整備業務委託) 随意契約の理由として、令和4年3月14日作成「委託業務等業者選定資料(事前協議用)」によれば、本契約は「上水道管路データベース運用業務委託」に直接関連する契約で、同システムの所有権を有し、同業務を行う契約予定の相手方が、他社よりも安い価格で契約を締結できる見込みがあり、かつ本委託履行中にも迅速な保守対応ができることから、他社に履行させることは明らかに不利であり、競争に適さないことがあげられている。 しかしながら、松山市が定めている「委託契約事務の執行の適正化に関するガイドライン(令和4年4月)」では「不利と認められるときの判断は、個々具体的な事実に基づいて行う必要があり、恣意的にはならない」と定めており、「他社よりも安い価格」「迅速な保守対応」「他社に履行させることは明らかに不利」といった抽象的な根拠に留まっており、個々具体的な事実が記載されていない。 本委託は、上水道管路データベースの保守運営のうち、図面情報データの入力など特定のベンダーによらない業務に競争性を働かすため委託を分割した背景があるとのことだが、業者選定資料に記載された随意契約理由では、客観的に随意契約の適否を判断できないため、随意契約理由の記載内容として適切ではない。そのため、今後は、随意契約理由の見直しを含め業務の特性などを考慮して委託範囲について改めて見直しを行うなど、業務の効率化に向けた取組が必要である。	措置中	本年度(令和6年度)は、改めて対象の委託事業を随意契約とすることの精査を行った上、随意契約理由の適否を判断できるよう委託業務等業者選定資料の内容を見直した。 翌年度(令和7年度)に向けては、業務の特性などを考慮し、他の業務も含め委託範囲の精査を行い、業務の効率化に向けた取組を実施する。 (令和7年度4月頃措置通知予定)	148
11	経営管理課	(指摘) 資産維持費の対象資産の精査 資産維持費の対象資産は遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産金額を基礎とするべきであるが、水道事業では資産維持費の対象資産から遊休資産を除く調整を実施していない。別章減損会計でも指摘しているとおり、遊休固定資産の管理体制を整備し、収益性や将来的便益が認められる資産を認識することで、将来にわたり維持すべき資産を把握することができるため、遊休資産を除いて資産維持費を算定するプロセスを構築することが必要である。	措置中	遊休固定資産の洗い出し完了後、遊休資産と判定された資産については、対象資産から除いて資産維持費を算定するよう手順を整備する。(令和8年3月頃措置通知予定。)	182